

研究ノート

『日本中世村落文書の研究』その後

菌 部 寿 樹

はじめに

二〇一八年一〇月、私は小さ子社から『日本中世村落文書の研究—

村落定書と署判—』を上梓した⁽¹⁾。その主要目次を示す。

『日本中世村落文書の研究—村落定書と署判—』 主要目次

第一部 村落文書の形成と村落定書

第一章 村落文書の形成—莊園公領制との関連から—

第二章 村落定書の世界

第三章 村落文書の成立と変遷—文書様式の観点から—

第四章 村落定書の源流—注置状と置文—

付論一 丹波国山国荘の紛失定書

第二部 村落文書の署判

第五章 村落定書の署判

第六章 村落文書の惣判・惣印

第七章 物判・惣印の形成とその意義

第八章 丹波国山国荘における木印署判
付論二 山国荘井戸村江口家の木印

終章

しかし出版後、すぐに私の見落としがあったことに気付いた。ただ新たな史料の発見（再発見）や新しい視点の出現は不可避のことであり、また歓迎すべき事でもある。

そこで論文集を出した者の務めとして、本ノートは拙著『日本中世村落文書の研究』出版後に見出した点を補足するものである。

— 紀伊国和太莊公文林家文書の村落定書

拙著を出版した時期と同じ二〇一八年一〇月、第九回中世地下文書研究会が京都で開催された。そこで、和歌山市立博物館の小橋勇介氏による「地下文書を伝来する家に関する考察—紀伊国の林家文書と向井家文書を事例に—」という興味深い研究報告がおこなわれた⁽²⁾。小橋報告では、林家文書が紹介されていた。同家の文書は和歌山市立博物館に寄託されているが、現在、調査途中で学界には詳細な報告

はなされていない。林家は紀伊国和太莊公文の家柄である。公文の文書が地下文書であることを軸として、さらに和太莊崩壊後、地士（郷士）や中言社神主として林家が生き延びていった展開を、小橋氏は跡付けた。

この林家文書のなかに、私は二通の村落定書を見出した（小橋氏のレジュメによる）。まずその二通を改めて紹介する⁽³⁾。

史料1 一四四六（文安三）年九月日五ヶ庄四ヶ郷笠懸射手置文

（端裏書）「吉原郷九月御神事（射手）いての日記」

（林家文書九六号）

定置 五ヶ庄四ヶ郷御（笠懸）かさかけいての事

合

左 田所殿・惣追捕使

西村 武□（花押）

松尾

光幸（花押）

一中 地頭御方御代官殿

右 土屋殿・公文殿

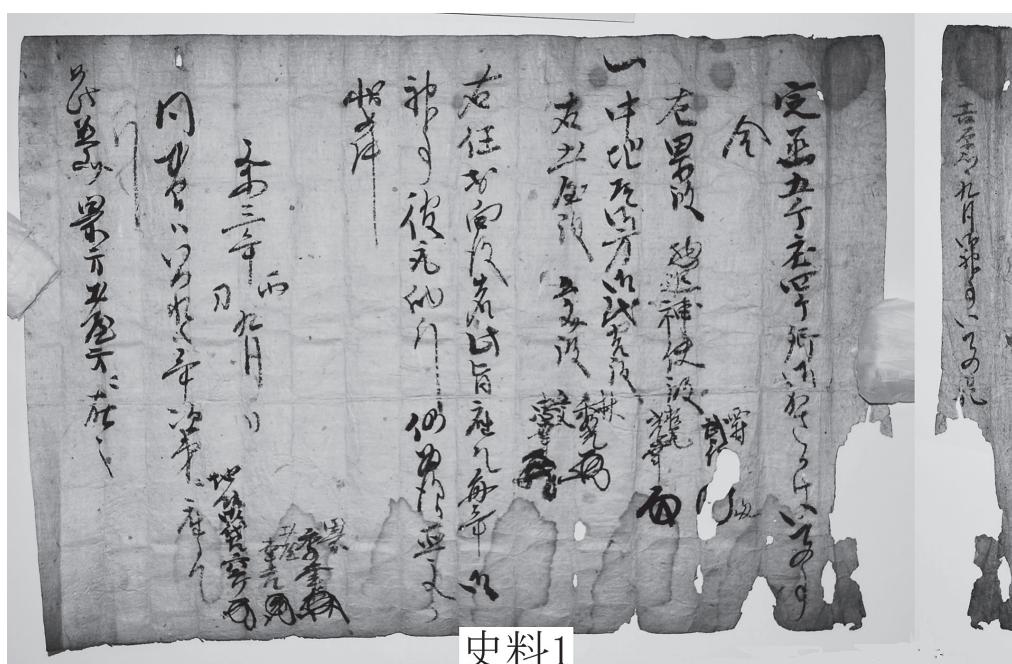
林 秀光（花押）

公文 忠幸（花押）

右、任於向後者、此旨座して、毎年御（彼カ）神事（彼カ）彼取納候へく候、仍為後日、置文之状、如件

田所

秀光（花押）



史料1

文安三年（丙寅）九月日 土屋 幸吉（花押）

地頭御代官六郎（花押）

同中間ハいつれも年次第二座して
候へく候
如此置文、田所方・土屋方ニ在之

※ ※ ※

史料2 一四九四（明応三）年正月七日和太庄吉原座定所状
(端裏書) (林家文書一五八号)

和太庄吉原座衆入候付、前後お定候、
藤原之衛門三郎より下お定所如件、
合明応三年（甲寅）正月七日ヨリ

一番 藤原衛門九郎 二 藤原衛門四郎

三 忌部刑部大郎 四 紀之源志

五 紀之平二郎 六 藤原富松

七 藤原刀祢法師 八 藤原森楠

九 藤原文石 十 藤原松石

十一 藤原岩法師 十二 藤原玄翁

十三 藤原岩法師 十三 藤原玄翁

十四 藤原菊石 十四 藤原玄翁

十五 藤原菊石 十五 藤原玄翁

十六 藤原菊石 十六 藤原玄翁

十七 藤原菊石 十七 藤原玄翁

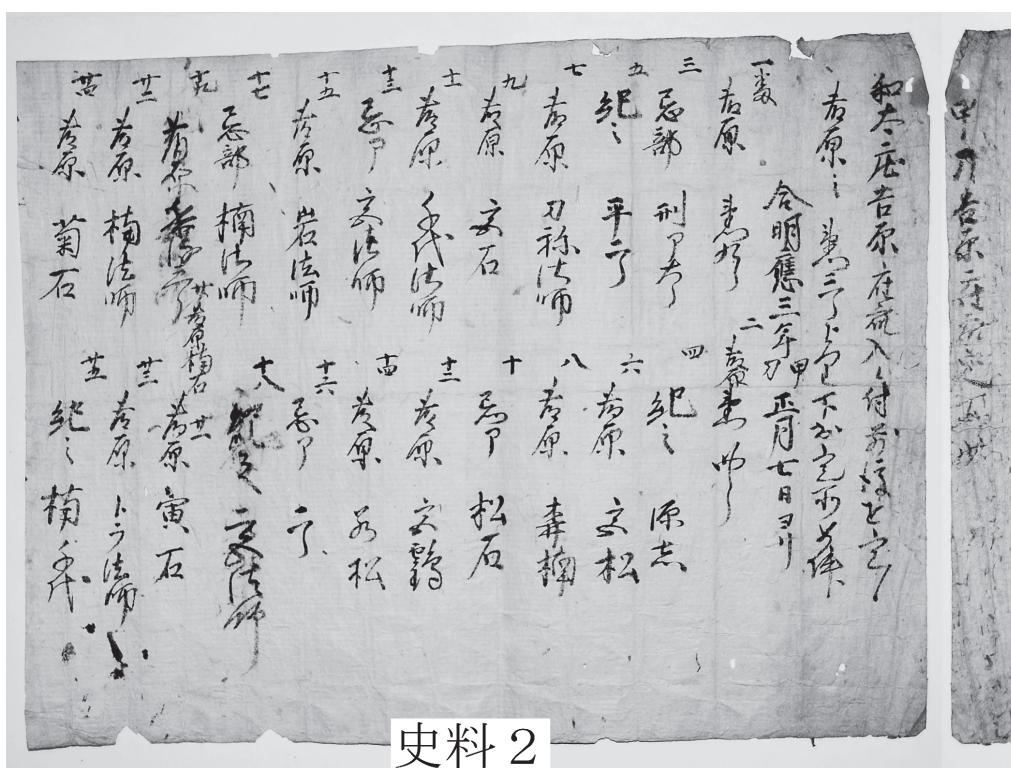
十八 藤原菊石 十八 藤原玄翁

十九 藤原菊石 十九 藤原玄翁

二十 藤原菊石 二十 藤原玄翁

二十一 藤原菊石 二十一 藤原玄翁

二十二 藤原菊石 二十二 藤原玄翁



十三	藤原千代法師	十四	藤原宮鶴
十五	忌部宮法師	十六	藤原若松
十七	藤原岩法師	十八	忌部二郎
十九	忌部楠法師	廿	紀之宮法師
廿一	藤原兵衛二郎	廿二	藤原楠石
廿三	藤原楠石	廿四	藤原寅石
廿五	藤原トラ法師	廿六	紀之楠千代
廿七	藤原菊石	廿八	藤原兵衛二郎
廿九	藤原楠石	三十	藤原寅石
卅一	藤原トラ法師	卅二	藤原菊石
卅三	藤原トラ法師	卅四	藤原楠法師
卅五	藤原トラ法師	卅六	藤原兵衛二郎
卅七	藤原トラ法師	卅八	藤原楠法師
卅九	藤原トラ法師	四十	藤原兵衛二郎
四十	藤原トラ法師	四十一	藤原トラ法師
四十二	藤原トラ法師	四十三	藤原トラ法師
四十四	藤原トラ法師	四十五	藤原トラ法師
四十六	藤原トラ法師	四十七	藤原トラ法師
四十八	藤原トラ法師	四十九	藤原トラ法師
五十	藤原トラ法師	五十一	藤原トラ法師
五十二	藤原トラ法師	五十三	藤原トラ法師
五十四	藤原トラ法師	五十五	藤原トラ法師
五十六	藤原トラ法師	五十七	藤原トラ法師
五十八	藤原トラ法師	五十九	藤原トラ法師
六十	藤原トラ法師	七十一	藤原トラ法師
七十二	藤原トラ法師	七十三	藤原トラ法師
七十四	藤原トラ法師	七十五	藤原トラ法師
七十六	藤原トラ法師	七十七	藤原トラ法師
七十八	藤原トラ法師	七十九	藤原トラ法師
八十	藤原トラ法師	八十一	藤原トラ法師
八十二	藤原トラ法師	八十三	藤原トラ法師
八十四	藤原トラ法師	八十五	藤原トラ法師
八十六	藤原トラ法師	八十七	藤原トラ法師
八十八	藤原トラ法師	八十九	藤原トラ法師
九十	藤原トラ法師	九十一	藤原トラ法師
九十二	藤原トラ法師	九十三	藤原トラ法師
九十四	藤原トラ法師	九十五	藤原トラ法師
九十六	藤原トラ法師	九十七	藤原トラ法師
九十八	藤原トラ法師	九十九	藤原トラ法師
九十九	藤原トラ法師	一百	藤原トラ法師

付けて順番を決定している。この定書作成の背景が今一つ不明であるが、たぶん同時に入座する者が多かつたので、改めてその入座順を取り決めて示したものではなかろうか。入座順に頭役等を勤仕する慣例を維持するための方策ではあるが、現状記録的とは言いがたい。短期間に大勢の入座衆が出現したという新たな変化に対応という点で、現状変更的な内容といえよう。

この二通の村落定書は、刀祢・公文の家である林家に伝來したものである。その点だけをみれば村落文書以外に伝來した広義の村落定書ということになる（村落文書に伝來したものが狭義の村落定書）。

しかし、拙著表2-1ならびに同第三章にみると、若狭国多島浦刀祢の秦家文書（同表13番など）、紀伊国賀太莊公文の向井家文書に伝來した村落定書（同表65番など）を、私は村落文書に伝來した村落定書と同等に扱つた。また本来は刀祢家の文書であったが、刀祢職の移動により松尾寺に伝來した村落定書（同表1番）も同様に扱つた。そこでこの林家文書の村落定書二通も、村落文書中のものと同等のものとみなすこととした。

刀祢など在地莊官の家文書中に伝來した村落定書を、なぜ村落文書中のものと同等に扱うのか。拙著ではなぜそうしたのかを詳しく説明しなかつたので、補足しておく。

拙著第一章で述べたように村落が文書を作成しはじめる契機の一つに、村落成員が在地莊官となっていたことを指摘した。刀祢・公文の職掌も村落文書作成の機縁になつており、また刀祢や公文の職そのものも村落集團に吸収されていったと思われる。

また公文のような下級莊官の家文書はほとんど伝來していない⁽⁴⁾。

それは、多くの公文や刀祢が荘園の衰退・解体とともに没落したため、家文書も散佚したためと考えられる。

一方、村落文書には村落が形成される以前の文書など、村落が主体的に作成したとは考えにくい文書も伝来している。この事を勘案するに、現存の村落文書には没落した公文や刀祢の家文書が流入しているのではないかと思われる。これは前述したように、刀祢・公文の職が村落に吸収されたことと軌を一にしている。

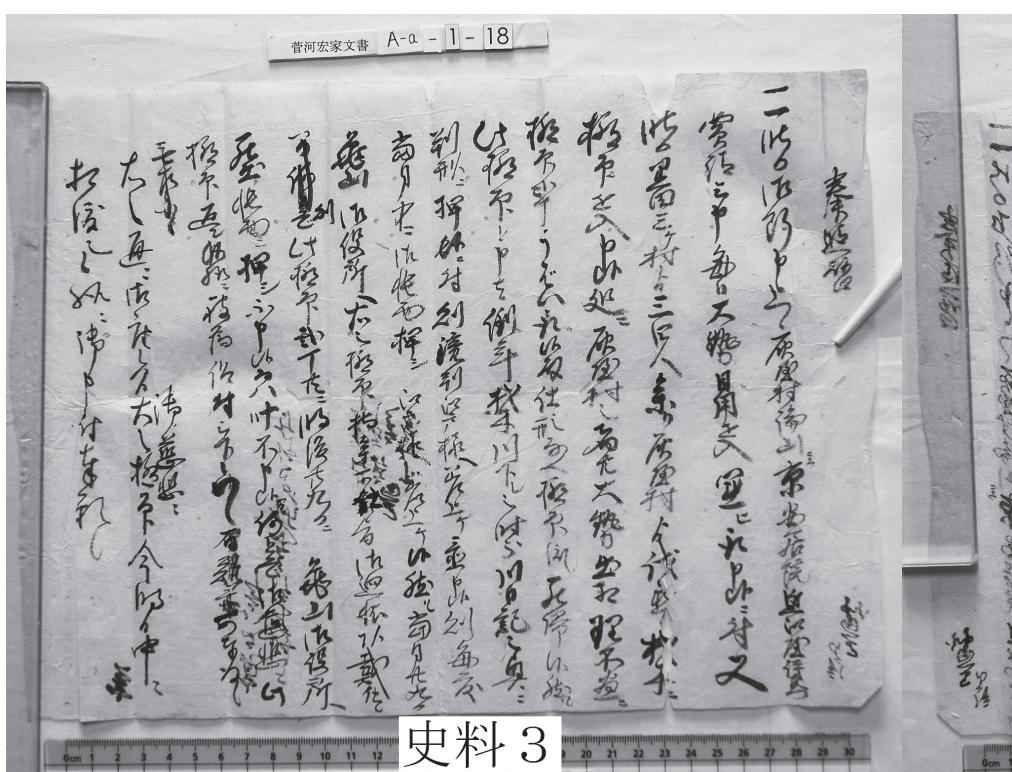
これらの点から、中世前期以来の刀祢・公文の家に伝来した村落定期文書も村落文書と同等のものとみなした次第である。

二 木印署判

拙著第一部では、村落文書中の署判について扱った。そのうち第八章と付論一で、丹波国山国荘に伝来する木印署判について考察した。この木印署判に関して、二点補足する。

(二) 丹波国山国荘菅河宏家文書にみえる「極印」

拙著刊行後、大賀茂紀氏から、菅河宏家文書にみえる「極印」についてご教示があつた。まず、その文書を紹介する。



史料 3

（裏書）「黒田■分

預ヶ山」

奉進啓

一一昨日御断申上候灰屋村論山ニ而京安居院近江屋伊左衛門

買請被申、毎日大勢日用を入運ヒ取申候ニ付、又

昨日黒田三ヶ村より三四人參り、灰屋村より伐置候松木ニ

此極印と申者、例年材木川下し之時分、川日記之奥ニ

判形ニ押處候ニ付、則鏡判江戸様へ差上ケ置申候、則毎度

当月中ニ御帳面押シ 江戸様へ差上ケ候、然も当月廿九日

龜山御役所へ右之極印持參可仕旨、御廻状頂戴仕候、

■■■則此極印武丁共二明後廿九日ニ 龜山御役所へ

罷出、帳面ニ押シ不申候なハ叶不申候、何とそ御慈悲ニ此

極印返シ候様ニ被為仰付被下候ハ、有難□可奉存候、

■■■

右之通ニ御座候間、御慈悲ニ右之極印今明日中ニ

相渡し候様ニ御申付奉願候

※裏書の「黒田■分 預ヶ山」は上下逆に記載されている（石川達也

氏のご教示）

若干判読できていない箇所もあるが、史料3の主な内容は下記の通りであろう。

①黒田三ヶ村と灰屋村とが係争中の山を京安居院近江屋伊左衛門が買

い受け、毎日、材木を運ばせていた。

②昨日、黒田三ヶ村から來た三～四人が灰屋村から伐採した材木に

「極印」を入れた。

③それに対して灰屋村の者共が大勢であり、理不尽にも「極印武丁」を奪い取った。

④この「極印」というのは例年材木の川流しの時分に「川日記」の奥に判形として押すものである。

⑤「極印」の「鏡判」を「江戸様」に差し上げている。毎度、その月内に「御帳面」に「極印」を押して、「江戸様」へ差し上げている。

⑥しかも当月二九日に「龜山御役所」にこの「極印」を持参するよう にとの「御廻状」をいただいている。もし「極印武丁」を持参して「帳面」に「極印」を押さなければ、かなわない状況にある。

⑦今日・明日中に「極印」（「極印武丁」）を黒田三ヶ村側に返却するよ う、灰屋村にご命令ください。

まず①～③から、黒田三ヶ村と灰屋村が係争中の「論山」の材木を近江屋伊左衛門が買い受けた。伊左衛門に売るために灰屋村が伐採した木に黒田三ヶ村の者が「極印」を押した。それに対して大勢で押し寄せた灰屋村の者たちが黒田側の「極印武丁」を奪い取った。

ここでは伊左衛門に売る材木が黒田側のものであると主張するため、黒田側が「極印」を押している。この「極印」の形状は不明だが、これが木印であることは明らかであろう。④で示されたように「極印」は材木の筏流しで用いられていたが、今回の案件のように川流しではなくとも、材木の所有権を示すために「極印」が押されているのである。

それに対する報復として、灰屋村は黒田側の「極印武丁」を奪い取

つた。「武丁」とあるので、これは「極印」を押す道具に違いない。「丁」という記載からすると、黒印（墨）の鑄か焼き印の鑄かもしれない（拙著付論二）。

そして⑤によると、「極印」の「鏡判」すなわち照合するための印影を載せた「御帳面」を、「江戸様」に差し上げているという。黒田三ヶ村と灰屋村は承応（一六五二～五五）から明暦（一六五五～五八）にかけて、旗本田中氏の支配下にはいっている⁽⁵⁾。従つてこの「江戸様」とは旗本田中氏であろう。

さらに⑥、当月二九日には「極印武丁」を「亀山御役所」に持参して「帳面」に「極印」を押さなければならないという。「亀山御役所」は田中氏の知行支配を現地でサポートしているのであろう。それで今日・明日中には「極印武丁」を灰屋村から返却させるようにお命じいただきたいと歎願している。

秋山国三氏によると、一七〇二（元禄二五）年に田中氏の知行は幕府に没収されるという。従つてこの文書は、一六五二年から一七〇二年の間に作成されたものと思われる。

中世から近世を通して、木印がどのように使われているのかを示す史料はほとんどない。その点で、この文書に記された状況はとても興味深い。あらためて大貫氏のご教示に厚く感謝する次第である。

（2）奥山広河原の木印署判と木印

山国莊本郷・黒田の木印署判は、近世初頭一七世紀中頃でほぼ途絶える（拙著第八章ならびに表8-1-1）。それに代わって、一七世紀後半に惣庄山（奥山）のなかの広河原において木印署判の使用が増加す

る。

その理由について拙著では何も考察していない。筆者としては漠然と、広河原における木材の切り出しが顕著になつたせいかと思つていた。しかし改めて先行研究を読み直してみると、事情はさほど単純なものではなかつたようだ。

藤田叔民氏・富井康夫氏によると、惣庄山からの木材切り出し・筏流しは基本的に近世を通して山国莊本庄と黒田に独占されており、惣庄山の住人はその権益から締め出されていた⁽⁶⁾。それでは、一七世纪後半以降の奥山広河原の木印署判のもとになる木印は、いつたい何に押されていたのだろうか。

そのことを拙著刊行後も漠然と考えていた折、やはり第九回中世地下文書研究会において報告された大村拓生氏の「久多莊における売券と署判」に接した。この報告は、山城國久多莊における木印署判を詳細に報告したものであつた。この報告で、久多莊における木印は炭俵に記されていたという指摘がなされていた。

この指摘をうけて、私はすぐに広河原のことを思い起した。材木切り出しから締め出されていた広河原の住人は、炭などの木材加工品を生業としていたと指摘されている⁽⁷⁾。炭は重量があるので、振り売りにはむかない。そこで炭を俵に入れて運搬し、契約関係がある市街地の見世棚に置いて販売したのであろう⁽⁸⁾。その際にどこで生産した炭であるかを明示するために、炭俵に木印を押したのではなかろうか。

以上の推察が正しいとすると、一七世紀後半、奥山広河原で木印署判が増加したのは、木材の筏流しではなく、炭などの木材加工品の販

売増加に伴う現象であったということになる。

おわりに

今回、狭義の村落定書二通（置文と定書）を新たに見出したことに

より、私が把握している村落定書は三〇四通となつた。

なお、大村拓生氏が天龍寺の「木口印」について報告していることを申し添えておく⁽⁹⁾。今後さらに木印の類例がみつかっていくことと思う。

以上で、補足を終える。なお拙著の終章とあとがきに誤記がそれぞれ一つずつあつた。三三八頁九行目「彼らの」は「彼らが」の誤記である。三三一頁四行目「表3—10」は「表3—11」の誤記である。お詫びして、訂正したい。

春田直紀編『中世地下文書の世界』（勉誠出版、二〇一七年）、そして拙著の出版によって、村落文書・地下文書を研究することの重要性や面白さが少しでも伝わり、若い研究者諸氏の研究課題となつていくことを改めて期待したい。

注

- (1) 蘭部『日本中世村落文書の研究－村落定書と署判－』（小さ子社、二〇一八年）。
- (2) 小橋勇介「地下文書を伝来する家に関する考察－紀伊国の林家文書と向井家文書を事例に－」（二〇一八年一〇月一五日中世地下文書研究会レジュメ）。

(3) 文書名は蘭部による。林家文書の番号は小橋勇介氏による。な

お和歌山市立博物館架蔵の文書写真（小橋氏撮影）により読みを改めた。

(4) 高橋傑「鎌倉期公文の文書管理について」（『民衆史研究』七四号、二〇〇七年）。

(5) 秋山国三「近世山国の領主支配と貢租」（同志社大学人文科学研究所編『林業村落の史的研究』、ミネルヴァ書房、一九六七年、一三七～一三八頁）。

(6) 藤田叔民「近世山国材の流通構造」・富井康夫「近世枝郷広河原村の土地保有と抵抗」（いずれも前掲注（5）『林業村落の史的研究』）。

(7) 前掲注（6）富井論文、二六八頁。

(8) 広河原の主力産業である炭は、鞍馬の炭問屋を経由して京の町中に届けられたという（宇野日出夫「広河原」、『京都左京　あゆみとくらし』、京都市左京区役所、二〇一六年）。

(9) 大村拓生「中世阿波國の木材產出と流通の展開」（地方史研究協議会編『徳島發展の歴史的基盤－「地力」と地域社会－』、雄山閣、二〇一八年、一五九～六〇頁）。

【付記】二〇一八年一一月一八日中央大学山国荘調査団研究会（於京都府立ゼミナールハウス）で、本報告をした。ご教示いただいた坂田聰氏・岡野友彦氏をはじめ研究会の諸氏に感謝申し上げます。林家文書写真の利用と掲載については、撮影者の小橋勇介氏ながらに和歌山市立博物館のご許可をいただいた。同氏・同館に感謝申

し上げます。

なお本稿は、科学研究費補助金基盤研究B「地下文書論による中世文字史料研究の再構築」（研究代表者春田直紀。課題番号18H00712）ならびに同「中世・近世在地文書の様式・機能の変遷と中世文書群の構造的変容に関する研究」（研究代表者坂田聰。課題番号17H02390）による成果の一部である。